

工事における工期延長等に係るガイドライン（案）（R6.8新規策定）の概要

ガイドライン（案）策定の目的等

工事の発注にあたっては、工事用地の確保、占有事業者等関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本であるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている場合があるほか、一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘がある。

これらの課題を踏まえ、**受発注者が請負工事の設計図書の変更に伴う工事の延長や一時中止（以下、「工期延長等」）について適正な対応を行うために新たにガイドラインを策定**

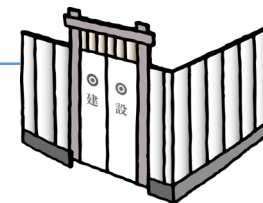
ガイドライン（案）のポイント

- 工期延長等に係る**フローを明確化**
- 工期延長等に関する**発注者、受注者の役割を明確化**
- 工期延長等した場合の、**請負代金額、工期の変更等に係る費用算定等の考え方を明確化**

工期延長等の手続き等の適正化・円滑化・迅速化

ガイドライン（案）の主な内容

- 1.ガイドライン策定の背景
- 2.工期延長等に係る基本フロー
- 3.発注者の中止指示義務
- 4.工事を中止すべき場合
 - ①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合
 - ②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合など
- 5.中止の通知・指示・協議
 - ・発注者は、必要があると認められるときは、任意に工事を中止できる
 - ・受注者による中止事案の確認請求
- 6.基本計画書の作成【**受注者が発注者に提出**】
 - ・中止時点における工事の出来形等の確認に関すること。
 - ・中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
 - ・工事現場の維持・管理に関する基本的事項。
 - ・工事再開に向けた方策。
 - ・工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠。
- 7.工期短縮計画書の作成【**受注者が発注者に提出※受注者が合意した場合**】
- 8.請負代金額又は工期の変更
 - ・工事を中止した場合、必要があると認められるときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。
- 9.増加費用の考え方
 - (1)本工事施工中に工期延長等した場合【**受注者から請求があった場合に適用**】
工事現場の維持・工事体制の縮小・工事の再開準備に要する費用
 - (2)工期短縮を行った場合
その要因が発注者に、又は、自然条件（災害等含む）に起因するもの（受注者に起因するものは除外）
工期延長等に伴う現場維持等の費用、工期短縮により増加する費用
 - (3)契約後準備工着手前に工期延長等した場合
工事延長等の増加費用は計上しない。
 - (4)準備工期間に工期延長等した場合
安全費、営繕費及び現場管理費等が想定される。
- 10.増加費用の設計書及び事務処理上の扱い



工事における工期延長等に係るガイドラインの運用について（案）
積算内容を中心とした運用の詳細について解説